

平成 29 年度スポーツ庁委託事業

スポーツ界のコンプライアンス強化事業  
コンプライアンスに関する現況評価に関する調査研究

スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン

(概要)

スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会

2018 年 3 月 8 日

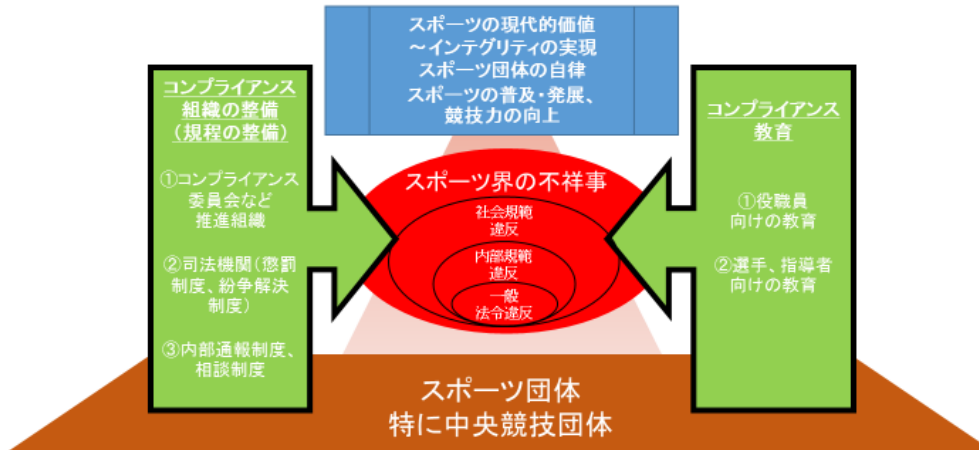
## 【コンプライアンス強化の目的】

- ① スポーツの現代的価値 ～インテグリティの実現
- ② スポーツ団体の自律
- ③ スポーツの普及、振興、競技力の向上

## 【コンプライアンス強化ガイドラインの全体像】

1. コンプライアンス強化全般に関するガイドライン
  - (1) コンプライアンス強化に関する基本計画
  - (2) 法令遵守
  - (3) 人材の採用・育成
  - (4) 組織運営
  
2. コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン
  - (1) コンプライアンス推進組織
  - (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)
  - (3) 危機管理体制・不祥事対応体制
  
3. コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン
  - (1) スポーツ団体の役職員向け[組織マネジメント]教育
  - (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]教育

## スポーツ界におけるコンプライアンス二重強化モデル



平成29年度「スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会」

## 1. コンプライアンス強化全般に関するガイドライン

### (1) コンプライアンス強化に関する基本計画の策定(1項目)

- a スポーツ団体運営の基本計画(長期、短期双方を含む)にコンプライアンス強化に関する項目が明確に策定されていること

### (2) 法令遵守(1項目)

- a スポーツ団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するための規程、体制が整備されていること

### (3) 人材の採用・育成(1項目)

- a コンプライアンス強化スタッフの採用、育成を計画的に行っていること

### (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守(1項目)

- a NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインを遵守していること。特に、会議体運営や事務局運営に関し、権限と責任の分配を明確にし、適切なチェックアンドバランス体制を構築、実践していること

## 2. コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン

### (1) コンプライアンス推進組織の設置(6項目)

a コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)が常設され、実施されていること

b コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)の権限事項として、コンプライアンス方針の策定、推進などが規定され、実施されていること

c コンプライアンス強化を担う会議体のトップがスポーツ団体の理事を兼ね、スポーツ団体のコンプライアンス強化の業務担当理事となっていること

d コンプライアンス推進組織の構成員に、弁護士、会計士や学識経験者など、コンプライアンス強化に関する外部の有識者が選出されていること

e コンプライアンス推進組織の運営手続が定款、細則等の規程に定められ、当該規程に従って行われていること

f コンプライアンス推進組織の運営の内容について、理事会で報告され、監督を受けていること

### (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築

#### ① 懲罰制度の構築(12項目)

a 懲罰制度における禁止行為及び処分の内容、並びに処分に至るまでの手続が定まっており、周知されていること

b 懲罰制度の対象者及び処分内容が明示されていること

c 内部通報制度、相談窓口制度への通報のほか、事実調査の開始の要件が明確に定まっていること

d 事実認定を行う者が、中立かつ専門性を有するものであること

e 懲罰制度の対象者と同一の範囲の者について、報告・通報義務と調査に対する協力義務を課していること

f 事実認定に当たっては、証拠をもって行われていること

g 処分審査を行う者が、中立かつ専門性を有するものであること

h 処分審査にあたって、処分対象となる禁止行為にかかる事実を示したうえで、処分対象者に対する聴聞(意見聴取)の機会が設けられていること

i 処分基準が定められ、その内容に従って懲罰が実施されていること

j 処分結果は、処分対象者に対し、①処分の内容、②処分対象となる禁止行為にかかる事実、③処分の理由及び証拠、④処分の手続の経過が記載された書面により告知されていること

k 処分の公表基準が定まっており、これに従った処分結果の公表がなされていること

l 重大な禁止行為を行った者に対し、処分審査を経る前に、暫定的な資格停止の手続が設けられていること

## ② 紛争解決制度の構築(2項目)

a スポーツ団体における全ての懲罰や紛争について、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう自動応諾条項などを定めていること、又はスポーツ団体内において不服申立が可能で制度が設けられていること

b 不服申立てが可能であることが、処分対象者に通知されていること

### ③ 内部通報制度、相談制度の構築(4項目)

a コンプライアンス強化に関する内部通報制度、相談窓口制度が設けられていること

b 内部通報窓口、相談窓口制度が関係者に周知されていること

c 内部通報窓口、相談窓口制度の担当者に、相談内容に関して守秘義務が課されていること

d 内部通報窓口、相談窓口に対する相談者に、相談を行ったことにより不利益な取扱いを行うことが禁止されていること

### (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築(2項目)

a スポーツ団体において必要な危機管理体制が構築され、危機管理マニュアルを策定し、具体的に実施され、随時見直しが図られていること

b スポーツ団体の危機管理マニュアルや「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」を役員及び担当職員が理解していること

### 3. コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン

#### (1) スポーツ団体の役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施 (5項目)

a スポーツ団体の組織運営に関する最低限の法的知識に関する教育

b NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインに関する教育

c 不適切な経理処理、不正行為防止に関する教育

d 代表選手選考に関する教育

e イベント運営における安全に関する教育

#### (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施(5項目)

a アンチ・ドーピング、不正防止に関する教育

b 暴力行為、セクハラ、パワハラに関する教育

c 違法行為に関する教育

d スポーツ活動における安全に関する教育

e SNS その他交友関係、社会規範に関する教育